令和2年度三重ものづくり改善インストラクター養成事業実施要領

（目的）

第１条　県内の中小企業・小規模企業は、生産革新を行い企業競争に打ち勝てる強い現場づくりや現場を改善し続ける企業体質をつくることが求められており、その企業体質を図るためにはスキルの高い人材が必須である。三重ものづくり改善インストラクター養成塾事業では、製造現場の経験豊富なＯＢ人材等に経営改善（品質向上、期間短縮、コスト削減等）のノウハウを身に付けるために、東京大学ものづくりインストラクター養成スクールと連携のもと、経験豊富な講師陣の講義と実習により様々な手法を学ぶことで県内中小企業・小規模企業での生産革新や改善支援活動への支援できるものづくり改善インストラクターを養成する。

（参加要件）

第２条　本事業に参加できる者は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「当財団」という。）が認めた者とする。

（研修内容）

第３条　現場改善についての基礎的知識の習得や企業における現場改善リーダーを育成するため次の各号に掲げる研修を実施する。

（１）　改善基礎研修

当財団が指定する講師による改善基礎研修

（２）　改善実践研修

改善基礎研修に基づく協力企業における実践研修

２　前項の研修を８０％程度受講し、成果発表資料を提出した受講者には、修了証を交付するものとする。

３　受講者は、第１項の研修終了後、企業から協力依頼があった際は、改善指導等に協力するものとする。

（参加申請）

第４条　本事業に参加を希望する者は「三重ものづくり改善インストラクター養成塾申込書」（様式１－１または１－２）を当財団に提出するものとする。

（参加者決定）

第５条　当財団は、前条の申請書が提出されたときは、内容の確認を行い、参加の適否を決定し、申請者へ通知するものとする。

（参加者負担金）

第６条　研修に要する経費は、企業の現役社員は３０万円、企業ＯＢは３万円、支援機関等の職員は１０万円とし、当財団が発行する請求書により、指定する期日までに支払わなければならない。

（校長・講師謝金及び旅費）

第７条　校長の謝金は２５，０００円（税込）、講師の謝金は２０，０００円（税込）とし、旅費については当財団の規定に基づき支給する。

（講師の責務）

第８条　講師は、当財団の要請に応じて、誠実に責務を遂行しなければならない。

２　講師は、本事業において知り得た事項を、他に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第９条　本事業に伴い発生した事故、損害等については、次の各号により処理するものとする。

（１）参加者の故意又は重大な過失により、講師に負傷又は損害を与えた場合は、当該参加者がその責を負う。

（２）講師の助言又は指導により、参加者又は第三者に損害が生じた場合であって、それが当該参加者の判断に基づく結果である場合にあっては、当財団及び講師はその責を負わない。ただし、講師の故意又は重大な過失により参加者又は第三者に損害を与えた場合は、当該講師がその責を負う。

（３）講師の移動中に発生した事故、傷病等については、当財団及び参加者はその責を負わない。ただし、第１号に該当する場合を除く。

（その他）

第１０条

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和２年８月１２日から施行する。